

売 払 物 品 概 要 書

町建設工事ともなう発生材（伐採木）の物品について、売払いをします。

1. 売払い物品について（別紙、現況写真のとおり）

物品名	樹種	数量(空立米)	伐採木状況	長さ(1本)
伐採木	広葉樹・針葉樹	約 1 1 1 m ³	現状有姿	約 2.4 m

2. 物品の縦覧（現地確認）及び引渡場所

※縦覧書面では非公表（11. その他（9）売払い物品（現地確認を含む）に記載している総務課総務係の連絡先へ照会願います）

3. 縦覧（現地確認）期間

令和6年7月11日（木）から令和6年7月22日（月）まで

ただし、土日祝を除く 午前9時から午後5時まで

※物品の現地確認は総務課総務係（電話 0166-83-2112）に事前連絡をください

4. 入札日時

令和6年7月24日（水）14時30分から

5. 入札場所

東神楽町複合施設はなのわ 役場庁舎2階 201会議室

6. 入札保証金 不要

7. 入札参加資格

(1) 東神楽町民の個人及び、本社・支店・営業所等の法人

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

8. 入札提出書類

(1) 入札参加者は、入札日時に次の書類を入札場所において提出すること

・個人にあつては入札人の身分証明書（本籍のある市町村が発行するもの）

（発行から3か月以内の写しを提出）

・法人にあつては登記事項証明書（商業・法人登記）

全部事項証明書(謄本)現在事項証明書及び代表者事項証明書を含む

（発行から3か月以内の写しを提出）

- ・委任状（代理人等による入札の場合）※代理人の入札は委任者の印鑑が必要

9. 契約締結

落札者は令和6年8月2日（金）までに契約を締結しなければなりません。

10. 契約保証金 免除

11. その他

- (1) 木材は現状の堆積有姿で引き渡します。
- (2) 物品の搬出にともなう費用等の一切は落札者の負担とします。
- (3) 引き渡し後に隠れた瑕疵があっても町は一切責任を負いません。
また、引き渡し後の売払い物品の返品及び売買代金の返金は一切応じません。
- (4) 物品代金の納入期限は令和6年8月9日（金）までとし、納入通知書により代金を支払いすること。
- (5) 落札者は物品代金納入をおこない町の入金確認にともなう搬出指示に基づき令和6年8月30日（金）までに売払物品を搬出すること。
- (6) 伐採木の車両への積込や移送、搬出に必要な費用等、及び入札に係る必要な費用等は、すべて落札者の負担とします。
- (7) 落札金額（税抜き）に100分の10（消費税及び地方消費税の額）に相当する額を加算した額が契約代金となります。
- (8) 契約にともなう振込手数料などの一切は落札者の負担とします。
- (9) 売払いについて疑義及び照会事項がある場合の連絡先は次のとおりです。

- ・総務課総務係 電話 0166-83-2112